

## 貴社の女性の活躍状況について積極的な情報開示をお願いします

～上場企業の皆様へ コーポレート・ガバナンスに関する報告書での積極開示のお願い～

このたび、各金融商品取引所が定める「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領が改訂され、**役員や管理職への女性の登用に関する現状や、登用促進に向けた取組**が記載事項の例として示されました。

これを踏まえ、貴社の女性の活躍状況の**積極的な情報開示をお願いします。**

### 女性の活躍を 企業価値の向上につなげるために

- 貴社の**女性の活躍**は、財務情報に現れない企業の「**見えない価値**」の一つです。役員・管理職の女性比率等の**情報を開示し、投資家に積極的にアピール**することにより、企業の持続可能性等の中長期的な企業価値を、投資家がより適切に判断できるようになると考えられます。
- 平成26年9月現在、全上場企業の**20.1% (708社)**が、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」で女性の活躍に関する情報を開示( )しています。  
( )詳しくは [http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/joukyou\\_2014.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/joukyou_2014.pdf)

### 女性活躍推進法で義務付けられた 「女性の活躍の現状に関する情報公表」

- 平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）では、女性の活躍の現状に関する情報公表が、従業員30人以上の事業主に義務付けられました。（平成28年4月施行）
- 事業主は、省令で定められた項目の中から適切と考え選択した項目を公表することとなります。「**役員の女性比率**」や「**管理職の女性比率**」は**情報公表項目の一つ**です。

### 女性の活躍推進に向けた政府の取組例

政府は、女性の活躍推進に取り組む企業を、様々な施策で応援しています。

- 「はばたく女性人材バンク」【内閣府】 <http://www.gender.go.jp/policy/yakuin/>  
民間企業の役員への登用に向けての参考として、女性人材情報を提供しています。
- 「なでしこ銘柄」（女性活躍に優れた企業）の選定・公表【経済産業省（東京証券取引所と共同）】  
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/nadeshiko.html>
- 「女性の活躍・両立支援総合サイト」【厚生労働省】 <http://www.positive-ryouritsu.jp>  
企業における女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援に関する情報を提供しています。



内閣府

【お問い合わせ先】

内閣府男女共同参画局調査課

電話：03-5253-2111（代表）